

令和8年度

宮崎市児童クラブオンラインシステム導入運用
保守業務委託公募型プロポーザル実施要領

令和8年4月

宮崎市教育委員会生涯学習課

目 次

| | | |
|----------|---|--------------|
| 1 | 業務の目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | P.1 |
| 2 | 業務の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | P.1 |
| | 履行期間、提案上限額 等 | |
| 3 | 参加資格に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | P.1~3 |
| 4 | 申請等のスケジュール ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | P.3 |
| | (1) 選定スケジュール | |
| | (2) 公募関係資料の配布 | |
| 5 | 参加資格審査（第一次審査） ・・・・・・・・・・・・・・・・ | P.3~5 |
| | (1) 参加資格審査確認書類（第一次審査） | |
| | (2) 提出部数 | |
| | (3) 提出期限 | |
| | (4) 提出場所（提出先） | |
| | (5) 提出方法 | |
| | (6) 参加資格審査に関する質問の受付 | |
| | (7) 留意事項 | |
| 6 | 企画提案書等提出（第二次審査） ・・・・・・・・ | P.5~7 |
| | (1) 企画提案書等書類（第二次審査） | |
| | (2) 提出部数 | |
| | (3) 提出書類の受付 | |
| | (4) 企画提案に関する質問の受付 | |
| | (5) 児童クラブ見学の実施 | |
| | (6) 提出書類の著作権 | |
| | (7) 提出書類の情報公開 | |
| | (8) 提出書類の留意事項 | |
| 7 | 審査及び選定に関する事項 ・・・・・・・・ | P.7~9 |
| | (1) 選定委員会の実施 | |
| | (2) 選定委員会による審査及び受託候補者の選定 | |
| | (3) 選定結果等の通知及び公表 | |
| | (4) ホームページ公開 | |
| | (5) 第2位繰上げ式 | |
| | (6) 審査項目 | |
| | (7) 選定対象除外事項 | |
| | (8) 申請の辞退 | |
| | (9) 申請の費用 | |
| 8 | その他の特記事項 ・・・・・・・・ | P.9 |
| | (1) 事業の継続が困難となった場合の措置 | |
| | (2) 契約書に定めのない事項が生じた場合の措置 | |
| 9 | 問い合わせ先 ・・・・・・・・ | P.9 |

1 業務の目的

本市の児童クラブ運営に関して、オンライン申請・登退所管理・料金徴収の各機能を統合し、一体的な運用を可能とするオンラインシステムを構築することで、利用者の利便性向上、職員の業務負担の軽減及び育成支援の質の向上を図ることを目的とする。

2 業務の概要

- (1) 業務名称 宮崎市児童クラブオンラインシステム導入運用保守業務委託
- (2) 納品場所 別表「宮崎市児童クラブ一覧」及び受注者が利用するパブリッククラウド環境
- (3) 内 容 別紙「宮崎市児童クラブオンラインシステム導入運用保守業務委託仕様書」
- (4) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

なお、本システムは本契約終了後も継続して利用する予定であり、令和9年度以降の運用保守契約については、予算措置の上、別途契約するものとする。

- (5) 提案上限額

- ① 本プロポーザルの提案上限額は、以下のとおりとする。

| 提案上限額（令和8年度分） |
|---------------|
| 51,480,000 円 |

※ この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、業務委託仕様書の内容に係る委託費規模を示したものです。

※ 最終的な実施内容、契約金額については、本市と調整した上で決定します。

- ② 提案者は、本プロポーザルの業務委託費とは別に、令和9年度から5年間の運用・保守等に係る体制、サポート内容及び費用について、次年度以降の予算編成の参考とするため、参考見積書及びその内訳を提出すること。なお、本項目はあくまで本市の予算要求のための参考として求めるものであり、本プロポーザルの業務委託契約の範囲には含まれない。また、本市として次年度以降の運用保守契約の締結を確約するものではないことに留意すること。

※ ①及び②の金額の算出に当たっては、年度内の児童クラブ数や教室数の増減に伴う機器調達・システム設定等の作業は、運用保守業務の範囲内とし、追加費用は発生しないものとする。

3 参加資格に関する事項

- (1) 参加資格

本プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす法人又はその他団体（以下「法人等」という。）であること。また、共同企業体での参加の場合、代表構成員及び全ての構成員も同様に、次に掲げる要件を全て満たすこと。

なお、申請後、次に掲げる要件を満たさなくなった場合は、申請資格を有しないものとし、申請を無効とします。

- ① 宮崎市内に事務所を有する又は令和9年3月末日までに事務所を設置できること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ③ 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次のアからエまでの要件に該当する者でないこと。

- ア 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てがなされている者
 - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者
 - ウ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
 - エ 銀行取引停止処分がなされている者
- ④ 法人等又は法人等の代表者が、宮崎市税及び国税を滞納していないこと。
- ⑤ 宮崎市物品売買等の契約に係る指名停止等の措置に関する要綱（平成8年2月7日告示第19号）又は宮崎市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要綱（平成6年11月28日告示第198号）に基づく指名停止措置期間中にある者でないこと。
- ⑥ 法人等の代表者等（取締役、執行役、理事、代表者その他これらに類する者であり、法人の経営を行う役職にある者（非常勤を含む。）又は経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。）に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は現に禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- ⑦ 法人等の代表者等が、次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。
- ア 暴力団関係者（宮崎市暴力団排除条例（平成23年条例第47号）第2条第3号に規定する者。以下同じ。）である。
 - イ 暴力団関係者を使用している。
 - ウ 暴力団関係者と契約を締結している。
 - エ 暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を与えている。
 - オ 暴力団関係者と交際等を有している。
- ※ 宮崎市と宮崎県警察本部との間で締結した「暴力団排除措置を講ずるための連携に関する協定書」に基づき、提出された役員名簿をもとに照会し、該当するか否かを確認します。
- ⑧ 財務状況について、以下の全ての要件を満たすこと。
- ア 経営状態が良好であること。
 - ※ 収益性、安定性などの財務指標を総合的に判断し、経営不振の状態でないこと。
 - イ 直近3年間の会計年度において、3年間連続して損失を計上していないこと。
 - ※ 「直近3年間の決算報告書等」のうち、損益計算書の「当期純利益」、又は事業活動計算書の「当期活動増減差額」が3年間にわたり損失が計上されている状態にないこと。
 - ウ 直近期の会計年度において、債務超過になっていないこと。
 - ※ 「直近期の決算報告書等」において、貸借対照表の「負債（債務）」が「資産（財産）」を上回っている状態にないこと。
- ⑨ システム構築実績について、以下のいずれかに該当すること。
- ア 同種（オンライン申請、入退室管理、料金徴収の一体型）のシステム構築の実績を有すること。
 - イ オンライン申請機能、入退室管理機能又は料金徴収機能のいずれかと同等の機能を持つシステム構築の実績を有すること。
 - ウ オンライン申請機能、入退室管理機能又は料金徴収機能のいずれかに類似した機能を持つシステム構築の実績を有すること。

※ウに該当する場合は、個別に事業を確認し判断させていただきます。判断に迷われる場合は、事前にお問い合わせください。

- ⑩ 6（5）に記載のあるとおり、児童クラブ見学を行うこと。

4 申請等のスケジュール

（1）選定スケジュール

| | |
|---------------------|-------------------|
| 実施要領等の配布 | 令和8年 4月21日から |
| 質問の受付（参加資格審査に関すること） | 令和8年 4月21日～ 4月27日 |
| 質問の回答（参加資格審査に関すること） | 令和8年 5月 1日までに随時回答 |
| 参加資格審査確認書類の締切日 | 令和8年 5月 7日 |
| 質問の受付（企画提案に関すること） | 令和8年 5月11日まで |
| 質問の回答（企画提案に関すること） | 令和8年 5月15日までに随時回答 |
| 企画提案書等の締切日 | 令和8年 5月19日 |
| 選定委員会（プレゼンテーション審査） | 令和8年 5月下旬（予定） |
| 選定結果通知 | 令和8年 6月上旬（予定） |

（2）公募関係資料の配布

① 配布期間

令和8年4月21日（火）～令和8年5月7日（木）（土、日、祝日を除く。）
（窓口交付は、開庁日の午前8時45分から午後4時30分まで）

② 配布場所

宮崎市教育委員会 生涯学習課 放課後子ども教育係（清武総合支所3階）
（宮崎市のホームページからダウンロード（<https://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/>）できます。）

5 参加資格審査（第一次審査）

（1）参加資格審査確認書類（第一次審査）

本事業に応募される法人等は、次の書類を提出し、参加資格について審査を受けてください。

| 番号 | 書類名 | 様式等 |
|----|---|-------|
| 1 | 受託者選定申請書 | 様式第1号 |
| 2 | 当該法人の定款又は寄附行為の写し、規約その他これらに準ずる書類 | 任意様式 |
| 3 | 決算に関する次に示す書類（直近3か年度分） ■法人のうち特定非営利活動法人以外の法人 i) 貸借対照表又はこれに準ずる書類 ii) 損益計算書又はこれに準ずる書類 ※「販売費及び一般管理費」も添付すること iii) 事業報告書又はこれに準ずる書類 iv) 法人税確定申告書（3か年分） v) 勘定科目内訳書（3か年分） ■法人のうち特定非営利活動法人 i) 財産目録 ii) 貸借対照表 | 任意様式 |

| | | |
|----|--|-------|
| | iii) 収支計算書 ■その他の団体 申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び直近3か 年分事業年度の収支決算書 | |
| 4 | 法人：登記事項証明書 その他の団体：同証明書の記載事項に準じた事項を明らかにする書類 | 任意様式 |
| 5 | 法人等の概要 | 様式第2号 |
| 6 | システム構築実績が分かるもの | 任意様式 |
| 7 | 役員の氏名・住所等一覧表 | 様式第3号 |
| 8 | 組織の運営体制に関する書類（組織図など） | 任意様式 |
| 9 | 誓約書兼照会承諾書（※両面印刷をしてください。） | 様式第4号 |
| 10 | 納税確認同意書 （法人においては法人及び代表者のもの、法人以外の団体においては団体の代表者のもの） | 様式第5号 |
| 11 | 所轄税務署発行の納税証明書（法人においては法人及び代表者のもの。法人以外の 団体においては団体の代表者のもの。） 法人：法人税、消費税及び地方消費税（書式その3の3） 代表者：申告所得税、消費税及び地方消費税（書式その3の2） ※ 未納の税額のない証明、令和7年6月1日以降のもの | |

※ 証明書類は、証明年月日が申請書提出日から3か月以内のもので、それぞれ発行官公署において定められた様式を使用してください。

(2) 提出部数

正本及び副本1部ずつ（副本は、正本の複写可。）。

(3) 提出期限

令和8年5月7日（木）午後4時30分まで

※ 受付時間は、提出期限までの市の執務時間（日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日及び土曜日以外の日の午前8時45分から午後4時30分まで）とします。

※ 郵送の場合は、提出期限までに到着したものに限り受理します。

(4) 提出場所（提出先）

〒889-1696 宮崎市清武町西新町1番地1

宮崎市 教育委員会 生涯学習課 放課後子ども教育係（清武総合支所 3階）

担当：川崎、清

電話：0985-85-1834（直通）Fax：0985-85-0458

メールアドレス：45syogai@city.miyazaki.miyazaki.jp

(5) 提出方法

① 持参の場合 令和8年5月7日（木）午後4時30分までに（4）の提出先へ持参。

② 郵送の場合 配達証明付き書留郵便にて、令和8年5月7日（木）までに**必着**。

※ 郵送提出の場合、担当へ必ず提出確認のため電話連絡をしてください。

(6) 参加資格審査に関する質問の受付

① 質問の受付

| 受付期間 | 回答 |
|-----------------------|--------------------------------------|
| 令和8年4月21日(火)～4月27日(月) | 令和8年5月1日(金)までに 随時、市のホームページに掲載します。 |

② 質問の提出方法

様式第6号の質問書に記入の上、FAX又は電子メールに添付して生涯学習課に提出してください。

※ FAX又は電子メールの未到着を防ぐため、事前に送信の連絡・事後に着信の確認をお願いします。

※ 件名は、「【質問】宮崎市児童クラブオンラインシステム導入運用保守業務委託」として
ください。

(7) 留意事項

- ① 申請書等の提出期限は厳守してください。期限を過ぎた提出は一切受け付けません。なお、(3)の提出期限までに(1)の書類を提出しなかった法人等は、企画提案書等の提出はできません。
- ② 参加資格審査(第一次審査)にて提出する書類は、書類番号順にセットして、インデックス(書類名称が分かる見出し)を貼り、フラットファイル等へファイリングして提出してください。
- ③ 提出書類は、選定等のために必要な範囲内で複製を作成することがあります。
- ④ 用紙は、全て(添付する図表も含む)A4判で統一してください。
- ⑤ 申請書類の提出後、審査において必要な場合は、追加書類の提出や書類の補正を求めることがあります。
- ⑥ 審査にあたり本市が指定する外部機関による企業信用調査を実施する場合があります。当該機関からの資料提出等の求めがあった際は、ご協力ください。

6 企画提案書等提出(第二次審査)

(1) 企画提案書等書類(第二次審査)

「5 参加資格審査確認書類」を提出された法人等で、本企画提案への参加意思のある者は、以下の書類を提出期限までにご提出ください。

| 番号 | 書類名 | 様式等 |
|----|---|-------|
| 1 | 受託者選定申請書(写し) | 様式第1号 |
| 2 | 企画提案書 | 様式第7号 |
| 3 | 機能要件一覧(対応区分の入力が済んでいるもの) | 別紙 |
| 4 | 見積書(導入運用保守業務委託費(令和8年度分)) ※内訳も記載すること | 任意様式 |
| 5 | 参考見積書(運用保守業務委託費(令和9年度～令和13年度分)) ※内訳も記載すること | 任意様式 |

(2) 提出部数

正本1部及び副本7部（副本及び第一次審査と重複する書類は複写可）

ページ数：両面印刷、50ページ（25枚）以内

(3) 提出書類の受付

提出期限 令和8年5月19日（火） 午後4時30分まで

（提出場所（提出先）及び提出方法は、5（4）（5）と同様）

(4) 企画提案に関する質問の受付

① 質問の受付

| 受付期間 | 回答 |
|-----------------------|---------------------------------------|
| 令和8年4月21日（火）～5月11日（月） | 令和8年5月15日（金）までに 随時、市のホームページに掲載します。 |

② 質問の提出方法

様式第6号の質問書に記入の上、FAX又は電子メールに添付して生涯学習課に提出してください。

※ FAX又は電子メールの未到着を防ぐため、事前に送信の連絡・事後に着信の確認をお願いします。

※ 件名は、「**【質問】**宮崎市児童クラブオンラインシステム導入運用保守業務委託」として
ください。

(5) 児童クラブ見学の実施

本業務の提案に当たっては、本市における児童クラブの多様な運営実態を把握し、より実効性の高いシステム提案を行うため、以下のとおり指定する児童クラブの見学を必須とします。

① 見学対象児童クラブ

- ・大宮児童クラブ（市内児童クラブのうち最大定員数、校内・校外併用での運用）
- ・内海児童クラブ（市内児童クラブのうち最小定員数）
- ・広瀬児童クラブ（市内児童クラブのうち教室定員が最大定員数）

② 実施期間

参加資格審査確認書類の締切後、日程調整を行います。

※所在地等の詳細は、日程調整時に連絡します。

③ 参加人数

1社あたり最大3名までとする。

④ 企画提案書への反映事項

見学を実施した3つの児童クラブについて、企画提案書の中で端末配置案や事務負担軽減策を**必ず**提案してください。

(6) 提出書類の著作権

企画提案書等提出書類の著作権は、申請法人等に帰属します。

ただし、市は、業務受託者による施設の運営内容の公表及びその他市長が必要と認める場合、申請法人等の申請書類の一部又は全部を無償で使用でき、また、選定の結果の公表に必要な範囲でその他申請書類の一部を無償で使用できるものとします。

(7) 提出書類の情報公開

提出された書類は、宮崎市情報公開条例の適用を受ける場合があります。

(8) 提出書類の留意事項

- ① 提出書類は、選定等のために必要な範囲内で複製を作成することがあります。
- ② 用紙は、A4判で統一してください。なお、参考とする図表が横表示が適する場合は、A3判での提出も可能です。
- ③ 企画提案書等審査（第二次審査）にて提出する書類は、ラベリング・ファイリングともに不要です。
- ④ 申請書等の提出期限は厳守してください。期限を過ぎた提出は一切受け付けません。
- ⑤ 申請書類の提出後、審査において必要な場合は、追加書類の提出や書類の補正を求めることがあります。
- ⑥ 企画提案書の様式について、記載内容が網羅されており、表題をワード形式のものと同様に記載することが可能であれば、パワーポイント形式でも提出可能です。
- ⑦ 企画提案書には、会社名、ロゴマーク、その他提案者を特定できる情報は記載できません。

7 審査及び選定に関する事項

(1) 選定委員会の実施

選定委員会は、令和8年5月下旬を予定しています（後日、日時や会場等を通知予定。）。
なお、選定審査は非公開とします。

(2) 選定委員会による審査及び受託候補者の選定

選定委員会において、提出書類の審査、申請者による企画提案説明（プレゼンテーション）及びヒアリングを実施して審査します。

プレゼンテーションにおける準備物として、スクリーン、プロジェクター及びケーブル（HDMI）は準備しております。

プレゼンテーション当日に、パワーポイント等を使用されたい場合は、PC等は自社のものをご準備ください。HDMIケーブル出力にて対応します。

プレゼンテーション時間、質疑応答時間及び参加人数については、別途、実施通知にてお知らせする予定です。

評価点が、全項目において満点の4割以上、かつ、最も高い申請者を提案評価第1位に選定し、受託候補者とします。

なお、各「評価項目」の得点において、満点の4割未満であるものが1つでもあったときは、選定対象から除外となります。

本プロポーザルに申請した者が1社のみであった場合においても、原則として審査を実施します。

(3) 選定結果等の通知及び公表

受託候補者を選定後、申請者全員に郵送で通知します（令和8年6月上旬予定。）。
 なお、選定結果に関する問合せ、異議の申立ては一切受け付けません。

(4) ホームページ公開

受託候補者に選定された事業者は、宮崎市ホームページに、事業者名を公開します。

(5) 第2位繰上げ式

受託候補者に選定された事業者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、「3参加資格に関する事項」の要件を満たさなくなったとき又は不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、審査の結果、提案された内容が第2位に選定された事業者から繰り上げて特定の相手方とし、契約締結に関する交渉を行います。

(6) 審査項目

| | 大項目 | 評価項目 | 評価基準 | 配点 | 傾斜 |
|------|----------|---|--|----|----|
| 提案内容 | 1 基本事項 | ① 基本方針等 | ・児童クラブオンラインシステム構築に対する意欲 ・業務実施体制 | 4 | 3 |
| | | ② セキュリティ | 情報セキュリティ対策(機密性・完全性・可用性)・個人情報保護に係る対策や取組 | 4 | 3 |
| | 2 個別機能 | ① システム共通・データ連携 | (1) システムの操作性・視認性及びデータ連携の即時性 | 4 | 3 |
| | | | (2) 各機能間におけるデータ自動連携とシームレス化 ※ 公金収納に関わる銀行振込データの取り込み等、運用上不可避なファイル連携を除く。 | 4 | 5 |
| | | ② オンライン申請機能 | (1) オンライン申請におけるユーザビリティとアクセシビリティ | 4 | 5 |
| | | | (2) 審査業務の効率化と事務負担の軽減 | 4 | 5 |
| | | ③ 登退所管理機能 | (1) リアルタイムな登退所管理と保護者連携機能の利便性 | 4 | 5 |
| | | | (2) 見学を実施した3つのモデル児童クラブ分析に基づく導入計画と導入効果の具体性 | 4 | 5 |
| | ④ 料金徴収機能 | 多様な決済手段への対応及び料金設定の柔軟性と拡張性 | 4 | 3 | |
| | 3 スケジュール | ① 導入スケジュール | 段階的導入スケジュールの確実性と工程の妥当性 | 4 | 5 |
| | 4 支援体制 | ① 導入支援 | 導入時研修の実行性と継続的な運用サポート体制 | 4 | 3 |
| | | ② 運用支援・保守管理 | システム安定稼働に向けた保守管理及び継続的な支援体制 | 4 | 5 |
| | 5 その他 | ① 独自提案 | サービス向上・事務効率化等、本業務に有効と思われる提案 | 4 | 5 |
| | 業務実績 | 業務実績 | 同種(オンライン申請・登退所管理・料金徴収の一体型)又はオンライン申請機能、登退所管理機能又は料金徴収機能のいずれかと同等又は類似した機能を持つシステム構築の実績を十分に有しているか。 | 4 | 1 |
| | 財務状況 | 財務状況 | 申請者の財務状況 | 4 | 3 |
| 提案価格 | 提案価格 | 適正な積算に基づく見積額 (4×提案者中最低見積額÷見積額) ※小数点以下は切り捨て | 4 | 1 | |
| 合計 | 合計 | | 240 | | |

(7) 選定対象除外事項

申請者が次のいずれかに該当する場合は、受託候補者の選定の対象から除外又は受託候補者の決定を取り消します。

また、受託候補者の選定を行った後に、次のいずれかに該当することが明らかになった場合には、当該契約を取り消します。

- ① 提出書類の記載内容に虚偽があったとき。
- ② 参加資格審査書類の照会結果（税滞納・暴力団関係）に問題があったとき。
- ③ 申請者若しくは申請者の代理人その他の関係者が、選定に関して不当な要求を行った場合又は当該申請において、関係職員に対して、選定されるように個別に接触したとき。
- ④ 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- ⑤ 書類提出後に事業計画書の内容を変更した場合（ただし、やむを得ない変更であると市長が認める場合は、この限りでない。）。
- ⑥ その他当該プロポーザル実施に伴う申請等に関して、不正な行為があったと市長が認めるとき。

(8) 申請の辞退

申請を辞退する場合には、辞退届を提出してください様式第8号。

(9) 申請の費用

申請に関して必要となる費用は申請者の負担とします。

8 その他の特記事項

(1) 事業の継続が困難となった場合の措置

① 受託者の責めに帰すべき事由による場合

受託者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、市は業務委託の取消しをすることがあります。その場合、市に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。また、次期受託者が円滑に、かつ支障なく、児童クラブオンラインシステム運用保守業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

② 当事者の責めに帰すことができない事由による場合

不可抗力等、市及び受託者双方の責めに帰すことのできない事由により業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合は、市は業務委託の取消しをすることがあります。

なお、次期受託者が円滑に、かつ支障なく、市の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

(2) 契約書に定めのない事項が生じた場合の措置

市と受託者は誠意をもって協議するものとします。

9 問い合わせ先

宮崎市教育委員会生涯学習課 放課後子ども教育係（清武総合支所3階）

電話：0985-85-1834 FAX：0985-85-0458 E-mail：45syogai@city.miyazaki.miyazaki.jp